

# 介護保険施設等における感染症発生時の職員派遣について

## 1 目的

介護保険施設等において、新型コロナウイルス感染症等にかかるクラスターの発生等により、職員が感染者あるいは濃厚接触者となった場合には、当該職員は入院、自宅待機等となることから、その感染規模によっては、入所者に対するサービス提供に支障が生じる程に職員が不足する事態となり得る。

そのため、予め、職員が不足する施設に他の施設から応援職員を派遣するための枠組みを設け、このような事態となっても必要なサービスが継続される体制をつくる。

## 2 運営主体

三重県医療保健部長寿介護課、三重県老人保健施設協会、三重県老人福祉施設協会

## 3 対象施設

三重県内に開設された次の施設において、感染症が発生し、職員が不足した場合に、職員を派遣する（原則、派遣職員の候補者名簿に登録した施設に限る）。

〔介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、県が必要と認める介護保険施設等〕

## 4 派遣体制の枠組み

